

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的
2. 計画をめぐる近年の動向
3. ハーモニーセンターの変遷
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

浦添市では、市民一人ひとりが輝き、男女が共に責任を担いながら、多様な生き方を選択できる地域社会の実現を目指して、浦添市男女共同参画推進条例（2007年12月25日）を制定、また、浦添市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会実現に向けて施策を推進しています。

2017年に策定された「第3次浦添市男女共同参画行動計画」は2021年度が見直しの年になり、今後5年間（2022～2026）の改訂版の策定が必要となりました。

一方で、国においては、第5次男女共同参画基本計画（2020年12月閣議決定）が策定されました。

本計画は、現在の社会情勢等を踏まえ、男女共同参画社会の実現により、すべての市民が安心して暮らすことができるまちを目指すため、本市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進することを目的に策定するものです。

2. 計画をめぐる近年の動向

■ S D G s 持続可能な開発目標（2015年9月）

国際連合（国連）において2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。S D G s のゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げており、日本でもS D G s 実施指針において、日本の「S D G s モデル」の確立に向けた取り組みの8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。

【用語解説】

ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

■ ジェンダー・ギャップ指数（2021年）

日本は世界の男女格差を図る世界経済フォーラムが公表する「ジェンダー・ギャップ指数」で156か国中120位と著しく低くなっている状況です。経済・教育・健康・政治の分野のうち、政治と経済の指数が低く、女性の参画が課題であることが示唆され、政府は男女平等の遅れを認めています。

■ 国の第5次男女共同参画基本計画策定（2020年12月）

2020年12月に男女共同参画基本法に基づき、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

国は、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」と2つに要約しています。

国の第5次男女共同参画基本計画における政策編

Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	第3分野 地域における男女共同参画の推進
	第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	第7分野 生涯を通じた健康支援
	第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（2021年現在）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、男女共同参画の遅れが露呈することとなりました。女性に、非正規雇用労働者が多く、宿泊・飲食サービス業に携わる人も多いため、就業者数の減少等深刻な影響を与えています。また、ひとり親世帯への影響も大きく、生活苦を訴える人が多くなっています。さらに女性の自殺者増や不安・ストレスからの配偶者等からの暴力（DV）の相談件数も増加しています。

■ 【政治分野における男女共同参画の推進に関する法律】の改正（2021年6月）

日本は、政治分野への女性の参画が、諸外国と比べ大きく遅れており、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であり、政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進し、また、国や地方公共団体の施策を強化する等の必要があるとして、①環境整備、②セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等への対応、③実態調査、④人材の育成等の法律が改正されました。

■ 沖縄県性の多様性尊重宣言（2021年3月）

沖縄県は、すべての県民の尊厳を等しく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重しあう共生の社会づくりを目指し、2021年3月26日に「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」を行いました。

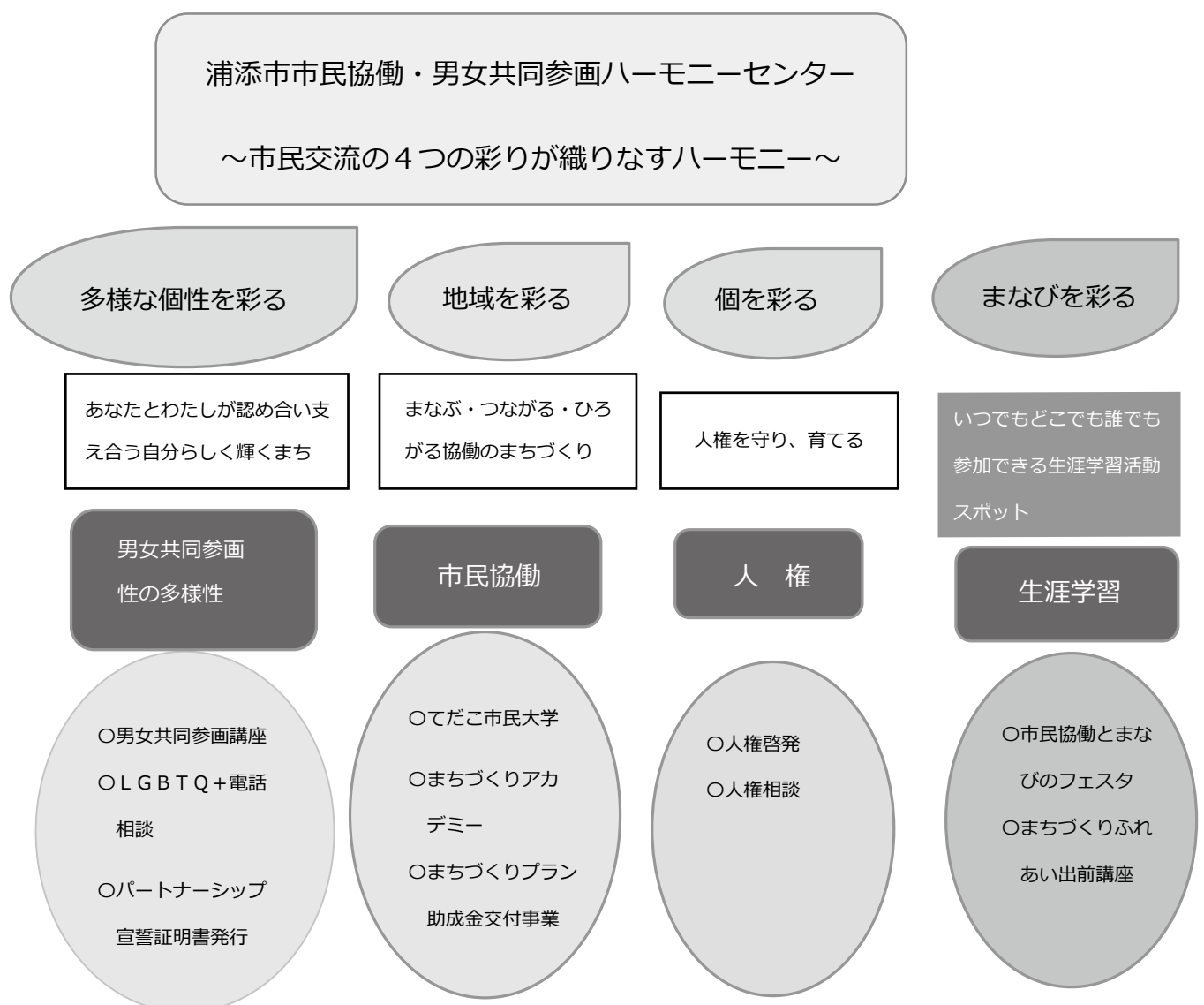
■ 【浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例】の制定（2021年3月）

本市は、人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現のため、2021年3月に「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を制定し、同年10月から施行しています。

市の責務、市民等の役割、事業者の役割、教育の役割、性別等による人権侵害の禁止、パートナーシップ宣誓証明の交付などが特徴的概要になっています。

3. ハーモニーセンターの変遷

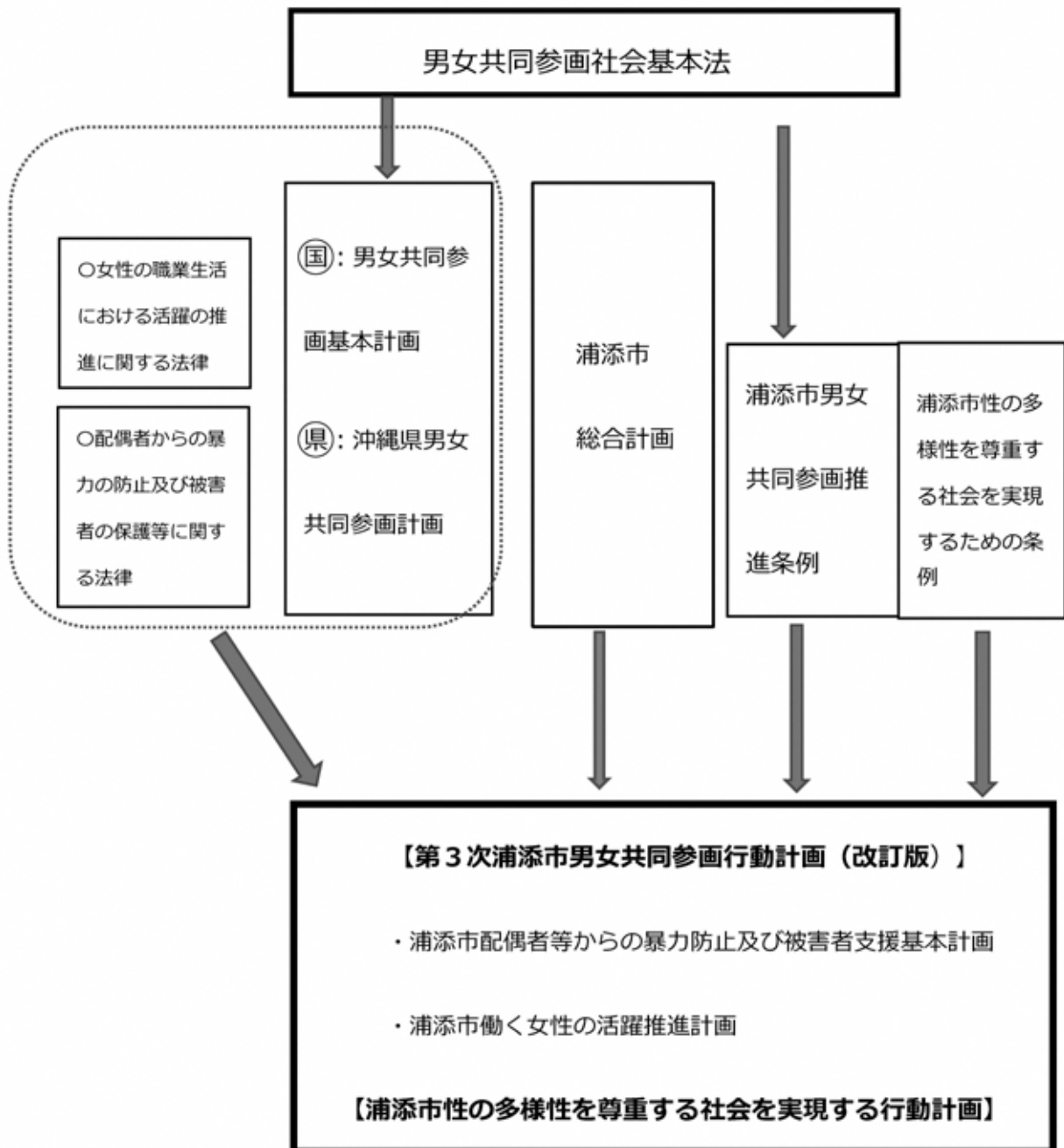
- ◆2008年より施設の名称を「浦添市ハーモニーセンター」から「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター」とし、男女共同参画を推進する拠点として位置づけました。
- ◆2018年には、組織改編により市民、市民団体、事業者及び市による市民協働のまちづくり推進に関する取り組みを支援するため、「浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター」と名称を変更し機能も拡大しました。
- ◆2021年には「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を制定し性の多様性を尊重する社会の実現のための拠点施設となりました。



4. 計画の位置づけ

第3次浦添市男女共同参画行動計画（改訂版）は、男女共同参画社会基本法第14条に規定される【浦添市男女共同参画行動計画】、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3に規定される【浦添市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画】、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に規定される【浦添市働く女性の活躍推進計画】、浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例第9条に規定する【浦添市性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画】を併せ持つ計画です。

■計画の位置づけ



5. 計画期間

本計画は、2017年度から2026年度までの10年間の計画として策定し、中間年度である2021年度に中間見直しを行いました。

なお、社会情勢の変化や施策点検結果等により計画変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
第3次浦添市男女共同参画計画（10年間）									
				中間見直し	第3次浦添市男女共同参画行動計画(改訂版)				

次期計画（第4次）策定

2024年度：市民・事業所意識調査項目の検討

2025年度：意識調査実施

2026年度：計画策定